

## 鳥取しゃんしゃん祭振興会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取しゃんしゃん祭振興会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取しゃんしゃん祭（以下「祭り」という。）を実施する鳥取しゃんしゃん祭振興会（以下「振興会」という。）の運営に要する経費を補助することにより、観光客の誘致を図り、もって本市の観光の振興を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、振興会とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、振興会が実施する祭りの運営に直接関わるもの及び祭りの担い手育成に寄与するものとする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、委託料、備品購入費、印刷製本費、広告費、工事請負費、報償費、人件費、借上料、消耗品費、手数料、雑役務費その他補助事業の実施に直接必要と認められる経費とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、振興会の運営に要する補助対象経費（寄附金等の特定財源を除く。）の総額に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付申請は、補助対象事業の着手前に行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

(1) 事業計画書（様式第1号）

(2) 収支予算書（様式第2号）

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に定める実績報告は、補助対象事業の完了、中止又は廃止の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

(1) 事業報告書(様式第1号)

(2) 収支決算書(様式第3号)

(財産の処分制限)

第11条 規則第16条第4号の市長が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具に該当するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条、第10条関係）

事業計画（報告）書

1 補助事業名 鳥取しゃんしゃん祭振興会運営事業

2 事業（予定）期間 開始 年 月 日

終了 年 月 日

3 事業計画（実績）

--

様式第2号（第7条関係）

収支予算書

収入の部

(単位：千円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	概 要
合 計				

支出の部

(単位：千円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	概 要
合 計				

様式第3号（第10条関係）

収支決算書

収入の部

(単位：千円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B-A)	概 要
合 計				

支出の部

(単位：千円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B-A)	概 要
合 計				